

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 8 月 14 日（金）第 132 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定（2件）（保健医療福祉課取扱い） 1
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（3件）（障害福祉課取扱い） 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 4
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 4
 ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（漁港漁場課取扱い） 5

正 誤

- 鹿児島県公報第93号の13（令和2年3月31日付け）の一部訂正（※）（税務課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第749号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和2年8月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|--------------|
| 整形外科松元病院 | 伊佐市大口里491番地2 |

2 認定の有効期限

令和5年8月17日

鹿児島県告示第750号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和2年8月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|------------------|--------------|
| 垂水市立医療センター垂水中央病院 | 垂水市錦江町1番地140 |

2 認定の有効期限

令和5年8月17日

鹿児島県告示第751号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 病院又は診療所 | | 辞退年月日 | 自立支援医療の種類 |
|----------------|--------------------|------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| よしの脳神経外科・消化器外科 | 鹿児島市吉野二丁目13番16号 | 平成30年9月30日 | 精神通院医療 |
| 相良医院 | 薩摩郡さつま町宮之城屋地1531-3 | 令和2年3月31日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第752号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局 | | 辞退年月日 | 自立支援医療の種類 |
|-------------|---------------------------|-----------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| スター調剤薬局西谷山店 | 鹿児島市西谷山三丁目1番10号 | 令和2年3月31日 | 精神通院医療 |
| サン調剤薬局 | 霧島市横川町中ノ244番地3 | 令和2年4月30日 | 精神通院医療 |
| そお調剤薬局 | 曾於市末吉町二之方字竹谷ノ上6015番22 | 令和2年4月30日 | 精神通院医療 |
| りぼん薬局 | 鹿児島市中央町11番地鹿児島中央ターミナルビル2F | 令和2年5月9日 | 精神通院医療 |
| 伊集院調剤薬局 | 日置市伊集院町徳重二丁目7番地1ハイツ中原102号 | 令和2年5月31日 | 精神通院医療 |
| しおかぜ薬局 | 出水郡長島町指江87番地9 | 令和2年5月31日 | 精神通院医療 |
| すみれ調剤薬局 | 肝属郡東串良町池之原974番地 | 令和2年5月31日 | 精神通院医療 |
| 大明丘薬局 | 鹿児島市大明丘二丁目22番27号 | 令和2年7月6日 | 精神通院医療 |
| オアシス薬局 | 鹿児島市伊敷台二丁目17番20号 | 令和2年7月31日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第753号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者 | | 事業所 | | 辞退年月日 | 自立支援医療の種類 |
|--------------------------------------|---------------|--------------|----------------|----------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| 社会福祉法人 麦の芽福祉会 | 鹿児島市川上町680番地3 | 訪問看護ステーション優希 | 鹿児島市吉野二丁目38番13 | 令和2年6月1日 | 精神通院医療 |

| | | | | | |
|--|--|--|---------------|--|--|
| | | | 号ゆたかのも り花棚 | | |
|--|--|--|---------------|--|--|

鹿児島県告示第754号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局 | | 指定年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|---------|----------------------|-------------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 大明丘薬局 | 鹿児島市大明丘二丁目22番27号 | 令和 2 年 7 月 6 日 | 精神通院医療 |
| オアシス薬局 | 鹿児島市伊敷台二丁目17番20号 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| まくらざき薬局 | 枕崎市緑町121番地 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| いちご薬局 | 垂水市田神字下福町3479番地 3 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第755号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|----------------|------------------------|-------------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| あかね薬局 | 鹿児島市紫原三丁目21番15号 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| ラポール薬局 | 鹿児島市西千石町16-12ボナンザ西千石1F | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| 上荒田薬局 | 鹿児島市鴨池一丁目44番10号 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| たけまち薬局 | 鹿児島市武三丁目22-2 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| フルーツ調剤薬局 | 南九州市川辺町平山5857番地 1 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| ゆうき薬局市来店 | いちき串木野市湊町三丁目88番 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| 有限会社ケーアイ調剤薬局 | 薩摩川内市高城町1945番地3 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| ビオラ調剤薬局 | 薩摩川内市大王町4番8-2号 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| 有限会社センヤクあさがお薬局 | 薩摩川内市向田本町18番19号 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |
| ひがしまき調剤薬局 | 霧島市福山町福山5290番地 244 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第756号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

| 指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者 | | 事業所 | | 更新年月日 | 自立支援医療の種類 |
|--------------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社キズナ | 出水市野田町下名6322番地5 | 訪問看護ステーションかけはし | 出水市野田町下名6322番地5 | 令和 2 年 8 月 1 日 | 精神通院医療 |

鹿 児 島 県 告 示 第 757 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

| 医療機関の名称及び所在地 | 変更事項 | 変更内容 | | 自立支援医療の種類 |
|---|------|------------------|--------------------------------|-----------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| J I Nメンタルクリニック 鹿児島市西谷山三丁目1番10号 | 所在地 | 鹿児島市下福元町615番30 | 鹿児島市西谷山三丁目1番10号 | 精神通院医療 |
| サニー薬局 鹿児島市吉野町3073番地21 ブロッサム吉野101号 | 所在地 | 鹿児島市吉野町3073-146 | 鹿児島市吉野町3073番地21 ブロッサム吉野101号 | 精神通院医療 |
| ルアナ薬局 鹿児島市鴨池新町6番4号 かごしまオハナビル1階 | 名称 | きたもと薬局 | ルアナ薬局 | 精神通院医療 |
| ナカムラ調剤薬局 南九州市知覧町郡5236-8 | 所在地 | 南九州市知覧町郡4857-41 | 南九州市知覧町郡5236-8 | 精神通院医療 |
| すこやか調剤薬局坂下店 いちき串木野市生福5419番地2 | 所在地 | いちき串木野市上名5419番地2 | いちき串木野市生福5419番地2 | 精神通院医療 |

鹿 児 島 県 告 示 第 758 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

| 医療機関の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 変更事項 | 変更内容 | | 自立支援医療の種類 |
|------------------------|--------------------------------|---------|----------------------|---------------|-----------|
| | | | 変更前 | 変更後 | |
| 医療法人常清会 鹿児島市南新町1-29 | 訪問看護ステーションシエル 鹿児島市紫原二丁目18-9 | 事業所の所在地 | 鹿児島市紫原一丁目25-18 1号 | 鹿児島市紫原二丁目18-9 | 精神通院医療 |

鹿 児 島 県 告 示 第 759 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 2 年 8 月 14 日から同月 28 日まで高山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町新富4637番地 日高慎一
肝属郡肝付町新富4637番地 日高修
肝属郡肝付町波見2068番地 谷山敏男
- 2 加入区
高山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
高山漁業協同組合

鹿児島県告示第760号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 2 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日
令和 2 年 8 月 5 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
長島町
出水郡長島町鷹巣1875番地 1
長島町長 川添健
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
出水郡長島町川床字梅ノ木山1947番並びに同地番に接する道及び堤の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち点 1 の地点から点 28 の地点までを順次に結んだ線及び点 28 の地点と点 1 の地点とを結んだ線により囲まれた区域
点 1 国土地理院四等三角点梅ノ木山（北緯32度08分28秒0379，東経130度10分55秒3908）から157度46分51秒300.23メートルの地点
点 2 点 1 から229度49分16秒10.93メートルの地点
点 3 点 2 から234度05分25秒1.79メートルの地点
点 4 点 3 から247度12分17秒1.16メートルの地点
点 5 点 4 から211度44分38秒14.16メートルの地点
点 6 点 5 から301度56分24秒10.15メートルの地点
点 7 点 6 から31度56分13秒3.10メートルの地点
点 8 点 7 から301度51分43秒18.96メートルの地点
点 9 点 8 から251度58分57秒13.93メートルの地点
点 10 点 9 から342度05分41秒0.99メートルの地点
点 11 点 10 から252度00分17秒11.87メートルの地点
点 12 点 11 から163度44分48秒1.00メートルの地点
点 34 点 12 から252度16分57秒22.71メートルの地点
点 13 点 34 から252度16分31秒3.49メートルの地点
点 14 点 13 から342度08分12秒18.48メートルの地点
点 15' 点 14 から70度42分52秒5.33メートルの地点
点 16 点 15' から71度03分40秒5.39メートルの地点
点 17 点 16 から76度17分35秒23.21メートルの地点
点 18 点 17 から79度03分39秒6.06メートルの地点

- 点19 点18から94度45分49秒4.21メートルの地点
 点20 点19から91度53分32秒22.71メートルの地点
 点21 点20から92度25分10秒3.55メートルの地点
 点22 点21から107度45分42秒5.41メートルの地点
 点23 点22から87度27分19秒4.50メートルの地点
 点24 点23から94度48分25秒4.16メートルの地点
 点25 点24から102度12分02秒5.68メートルの地点
 点26 点25から97度15分12秒2.77メートルの地点
 点27 点26から111度38分40秒3.39メートルの地点
 点28 点27から144度34分59秒2.76メートルの地点

(3) 面積

1,569.63平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成27年 8 月 11 日

指令漁港第192号

6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
長島町

正 誤

令和 2 年 3 月 31 日付け鹿児島県公報第93号の13中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------|--|-----|
| 2 | 下から18行目 | 改め、同条第 4 項中「第72条の33第 3 項」を「第72条の31第 3 項」に改める | 改める |